

# 安全対策要望事項について

## 1) 主な要望事項は次のとおりです。

【交通安全に関する要望・・・通学路のみ】

- ・道路、歩道の整備・改良
  - ・防護柵の設置（ガードレール、縁石、ポストコーン等）
  - ・路面標示等の設置（外側線、グリーンベルト等）
  - \*グリーンベルトの設置に関しまして、学校から半径500m外に設置はできませんので、要望の際はお気を付けてください。（白山市土木課よりの注意事項です）
  - ・ラインひき直し
  - ・標識、看板の設置
  - ・カーブミラーの設置
  - ・横断歩道の設置（\*町会長と相談の上、印必要）
  - ・信号機の設置（                   "                   ）
  - ・水路、側溝の有蓋化・改良 など
- ◆追加項目・・・横断者注意喚起灯（資料参照）

【防犯・防災に関する要望・・・通学路に限らない】

- ・防犯カメラ設置⇒別紙「通学路等防犯カメラ設置の要望について」参照（\*）
- ・街灯の設置⇒住宅地の街灯設置の場合は地元町内会にご相談のうえ、要望書を提出してください。（\*）
- ・防災に関する事項⇒転倒物・落下物または転倒・落下の可能性のある箇所（ブロック塀、自動販売機、看板、電柱、電線、空家、廃墟など）、亀裂・破損（道路、橋、歩道橋、トンネルなど）など

## 2) 各地区の交通安全協会へ直接お問い合わせください。

【問い合わせ先】白山市役所 地域安全課 274-9537

\*公民館が担当している地区もありますが、地域安全課が対応いたしますので、お問い合わせください。

- ・ストップマーク（パンダ）   ・飛び出しぼうや   ・横断旗
- ・車啓発用マグネットシート（交通安全運転実施中）   ・注意啓発看板 など

## 3) 学校を通じて直接対応してください。

- ・通学路の見直し   ・児童生徒への安全教育   ・所有者、管理者への改善依頼

\*印は町会とご相談の上、印が必要です。

2025年6月1日

## 通学路等防犯カメラの設置の要望について

P T A等からの防犯カメラの要望を、通学路交通安全対策要望書に記載ください。要望のあったもの全てが設置できるものではありません。警察と相談し、計画的に設置していきたいと考えております。また、何年度に設置するかなどの回答はいたしません。

なお、設置する防犯カメラのタイプや設置する場所の考え方は、下記のとおりです。要望にあたっての参考としてください。

また、記載にあたっては、できるだけ具体的に記載をお願いします。

(例 ○○公園の北側市道)

### 記

- 1 設置する防犯カメラ SDカード記録型の防犯カメラ  
※常時、監視するものではありません。センサーで作動し、映像を記録します。1～2週間程度の映像を記録し上書き保存します。  
(ドーム型または筒形)
- 2 設置する場所の考え方
  - ・通学路または小学生等が集まる場所の周辺  
(例) 学校のほか児童施設(学童クラブ、児童館など)の周辺の道路、公園等の周辺の道路など
  - ・人通り、民家等が少ない場所
  - ・犯罪(連れ去り、いたずら等)の未然防止が目的です。
- 3 映像の管理  
記録された映像は、警察からの照会時のみ提示します。

事務担当  
白山市市民生活部  
地域安全課  
電話274-9537  
FAX274-9535